

Ⅲ 平成 28 年度教育庁主要施策

取組の方向 1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

主要施策 1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

1 小・中学校における基礎学力の定着

都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第 5 学年児童、中学校第 2 学年生徒を対象に悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。

また、小学校算数、中学校数学及び英語において「ガイドライン」に基づいた効果的な習熟度別指導、少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。

さらに、基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」の活用を一層推進するとともに、ドリルの電子化に向けた準備を進める。

あわせて、都内 10 区市を学カステップアップ推進地域として指定し、外部人材の派遣を行い、小・中学校の算数・数学及び理科における教員の指導力向上、算数・数学における児童・生徒の基礎学力の定着を図る。

2 高等学校における学力の確実な定着

指導と評価の P D C A サイクルにより授業改善を行い、生徒の学力向上を図るため、「都立高校学カスタンダード」を基に自校の学カスタンダードを作成するなどして具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・計画的な指導の充実を図る。

生徒の学力定着状況を正確に把握するため、自校で作成した学力調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、学力の確実な定着に向けた繰り返しの指導の充実を図る。また、学力向上データバンクを構築し、生徒の学力定着状況を正確に把握するための標準問題や各学校が作成した学力調査問題を保存・登録することで、全ての高等学校が共有し、相互に活用できるようにする。

3 アクティブ・ラーニングに関わる指導内容・方法の研究・開発

次期高等学校学習指導要領の改訂及び大学入試改革等の動向を見据え、「アクティブ・ラーニング」の視点を生かした指導方法に関する研究及び指導資料の開発・普及を図るため、平成 28 年度から 3 年間、アクティブ・ラーニング推進校を 15 校ずつ指定する。推進校における指導方法に関する校内研究の成果を活用することで、全都立高等学校の教員がアクティブ・ラーニングの視点を生かした指導方法を習得することを目指す。

4 外部人材を活用した放課後の学習支援等、授業以外の場における学習支援の充実

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動の取組を支援するため、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を行うことで、地域の人材を活用した活動プログラムの充実を図り、学力向上等の学習支援の取組も充実させる。

中学生を主な対象とした学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的として、大学生や民間教育事業者等の地域人材の協力に基づく「地域未来塾」を実施する区市町村を支援し、子供たちへの学習支援の機会を充実させる。

また、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援するため、外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高等学校 10 校で試行実施する。

これらの取組を通じ、基礎学力の定着が十分ではない生徒に対する学び直し学習を支援し、自ら学ぶ意欲を向上させ、希望する進路実現を図るための学習環境を整備する。

5 都立学校における進学指導重点校等の指定

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を 26 校指定し、これに中高一貫教育校 10 校を加えた 36 校を対象とし、進学対策の充実を図るために必要な支援を行う。

< 主要施策 1 における主要事務事業（例） >

- 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施
- 「東京ベーシック・ドリル」の活用
- 習熟度別指導の一層の推進
- 学カステップアップ推進地域指定事業
- 「都立高校学カスタンダード」活用事業
- 学力向上データバンク
- アクティブ・ラーニングの推進
- 「放課後子供教室」の促進
- 「地域未来塾」の促進
- 「校内寺子屋」の試行実施
- 進学指導重点校等における進学対策の推進

主要施策2 理数教育の充実

1 小・中学校における、理科の授業を充実させる取組の推進

小・中学生の理数に対する資質・能力の伸長を図るため、小学生が理数に関わる研究成果を展示・発表する「小学生科学展」、科学に高い興味・関心をもつ中学生が専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」、理科・数学等の能力を競い合う「中学生科学コンテスト」を実施する。

また、理数に興味・関心をもつ小・中学生の裾野を拡大するため、小・中学校において、区市町村教育委員会が行う「観察実験アシスタント」の配置を支援するとともに、「理科支援ボランティア活用モデル地域」を指定し、地域人材等の無償ボランティアの理科授業に係る活用について効果的な運営方法を検証する。

さらに、大学や企業等と連携し、理数の面白さや有用性を実感させるための「理数授業特別プログラム」を実施する。

2 高等学校における理数教育の充実

都立高等学校における科学技術系人材育成の拠点として、都の理数教育を牽引する役割を担う「理数イノベーション校」3校に加え、中学校段階からの6年間を見通した体系的な教育により、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力などを育成するために、都立富士高等学校・富士高等学校附属中学校を「理数アカデミー校」に指定する。また、理数に興味をもつ生徒の裾野を拡大するために、特色のある教育活動を実施する高等学校等24校を「理数研究校」として指定する。

3 医学部等進学希望先を同じくする生徒の育成

生徒の多様な進学ニーズに対応するため、都立戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒によるチームを結成し、互いに切磋琢磨し^{きたく}支え合う、3年間一貫した育成プログラムを実施する。

< 主要施策2における主要事務事業（例） >

- 「小学生科学展」、「東京ジュニア科学塾」、「中学生科学コンテスト」の実施
- 小・中学校における「観察実験アシスタント」の配置支援
- 「理科支援ボランティア活用モデル地域」の指定
- 「理数授業特別プログラム」の実施
- 「理数アカデミー校」、「理数イノベーション校」の指定
- 理数研究校の充実
- 都立戸山高等学校における医学部等を進学希望する生徒による「チーム」の結成

取組の方向2 世界で活躍できる人材の育成

主要施策3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進

1 小学校の英語教科化の取組

平成32年度からの小学校英語の教科化に伴う平成30年度からの先行実施に向けて、英語教育推進リーダーを配置し、リーダーを配置した地区のうち10地区を英語教育推進地域に指定し、教員の指導力及び児童の英語力の向上を図る。

2 中学校における英語の授業の効果的な少人数・習熟度別指導の推進

中学校英語において「東京方式習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、都独自の「パフォーマンステスト」を各学年で実施する。テストの分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図る。

あわせて、生徒の英語力を育成するための教材である「中学校英語科教師のための指導資料」の活用を一層推進する。

3 高等学校における英語教育の充実

高等学校において、生徒にコミュニケーションツールとして「使える英語力」を身に付けさせ、国際理解教育の推進を図るため、引き続き全ての都立高等学校及び中高一貫教育校にJETプログラムによる外国人英語指導者を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させる。さらに、JETプログラムによる外国人英語指導者の指導力の向上や、効果的に活用した授業の実践例などを共有することで、英語授業の改善を図る。

高い英語力によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲等を高め、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、都立高等学校における「東京グローバル10」の指定を継続する。

また、生徒の「使える英語力」の向上を図るため、特に「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導する「英語教育推進校」を40校指定し、教育環境の整備などの支援を行う。

「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、オンライン英会話をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験支援を行うなど、生徒の英語力の向上に向けた取組を加速させる。

4 「英語村（仮称）」の開設準備の推進

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ

けづくりとなる「英語村（仮称）」の開設準備を推進する。

< 主要施策3における主要事務事業（例） >

- 小学校を対象とした英語教育推進地域事業
- 中学校英語授業における少人数・習熟度別指導の充実
- JETプログラムによる外国人英語指導者の活用
- 「東京グローバル10」の指定継続
- 英語教育推進校事業
- 「英語村（仮称）」の開設に向けた取組の推進

主要施策4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進

1 都立新国際高等学校（仮称）の設置の検討

世界に通用する人材を育成するとともに、在京外国人等の教育ニーズにも応える都立高等学校として、国際色豊かな学習環境を整備した新国際高等学校（仮称）の設置を検討する。

2 都立小中高一貫教育校の設置による国際色豊かな学習環境の整備

語学力や豊かな国際感覚、日本人としての自覚と誇りを備え、国際的に活躍できる人材を育成していくため、都立立川国際中等教育学校において、附属小学校を設置し、早い時期から帰国児童・生徒や外国人児童・生徒とともに学ぶなど、国際色豊かな学習環境を整備する。

3 都立国際高等学校における海外大学進学希望者への支援の促進

都立国際高等学校において、国際バカロレアのディプロマ・プログラムを「国際バカロレアコース」の第二学年で開始し、探究型の学習方法による授業の充実を図るなど、国際バカロレア資格の取得による海外大学進学に向けた取組を推進する。

4 「次世代リーダー育成道場」の充実

グローバル社会にあって、将来、様々な場面や分野で活躍し、日本や東京の未来を担う人材を育成するため、都立高等学校、都立中学校及び都立中等教育学校の生徒200名を、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で海外留学を経験させる。道場研修生に、より高い英語力を身に付けさせるため、事前研修を見直し、英語講座の充実を図る。

5 国際協力機構（JICA）と連携した「東京グローバル・ユース・キャンプ」の実施
語学、異文化理解、使命感等、様々な分野・組織で国際貢献できる人材としての素養を育成するため、国際協力機構（JICA）と連携して、青年海外協力隊の派遣前訓練を基にした高校生向けプログラムを実施する。

また、教員向けプログラムについてもこれに合わせて実施し、国際理解教育の実践力を高めるとともに、青年海外協力隊の派遣事業に対する理解を深め、参加する意欲を高める。

6 高等学校における姉妹校交流の拡大

生徒への異文化理解の促進を図るため、これまでの国際交流の実績や「次世代リーダー育成道場」等の事業実績を活用し、都立高等学校における姉妹校交流を拡充させていく。

また、生徒の国際交流の機会を更に拡大し豊かな国際感覚を醸成するため、交換留学を実施する団体等と連携し、日本への留学を希望する外国人生徒を積極的に受け入れていく。

7 都立中高一貫教育校における教育内容の充実

都立白鷗高等学校・附属中学校において、日本人としてのアイデンティティの育成や国際交流、英語教育などに重点を置いた特色ある教育の更なる充実を図るとともに、帰国生徒や外国人生徒の受入れなどを行うため、教育課程等の検討を行う。

< 主要施策4における主要事務事業（例） >

- 都立新国際高等学校（仮称）の設置検討
- 都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討
- 都立国際高等学校における国際バカロレア教育の推進
- 都立中高一貫教育校における教育内容の充実
- 「次世代リーダー育成道場」の充実
- 国際協力機構（JICA）と連携した国際貢献人材の育成
- 都立高等学校における姉妹校交流事業の拡充
- 都立高等学校における留学生受入れの促進

主要施策5 日本人としての自覚と誇りの^{かん}涵養

1 日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成

外国人と児童・生徒との様々な交流の機会を設け、互いの国の文化体験や日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際人材を育成する必要がある。

そのため、公立小・中・高等学校及び特別支援学校 250 校において、地域の専門的な知識や技能を有する外部人材を招致し、和太鼓や茶道等の体験や日本が誇る最先端の技術を

知ることなどを通じて、日本の歴史、伝統・文化を学び、日本のすばらしさを理解する教育活動を推進する。

また、都立高校生が外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築く基礎となる日本の伝統・文化を理解し、その良さを外国人に発信していくため、平成30年度までに全ての都立高等学校で伝統芸能鑑賞教室を実施するよう支援していく。

< 主要施策5における主要事務事業（例） >

- 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成
- 都立高等学校における伝統芸能鑑賞教室の実施

取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

主要施策6 人権教育の推進

1 人権教育の推進

国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

< 主要施策6における主要事務事業（例） >

- 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

主要施策7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

1 道徳の教科化に向けた先行的な取組の推進

東京都が作成・配布した、『特別の教科 道徳』移行措置対応「東京都道徳教育教材集」及び「道徳授業の改善・充実のために」の活用の推進、「東京都道徳教育推進拠点校」の設置により、小・中学校における道徳の教科化に向けた、各学校における先行した取組を推進し、道徳教育の一層の充実を図る。

また、これらの資料の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進するとともに、「東京都道徳教育推進教師養成講座」を実施し、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図る。

2 高等学校における新教科「人間と社会」の実施

これまで都立高等学校等で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえ、人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を設置し、全都立高等学校及び都立中等教育学校で実施する。これにより、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実に照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成する。また、都立高校生の実態を踏まえ、養うべき道徳性や指導方法・内容について更なる実践研究を行う。

< 主要施策7における主要事務事業（例） >

- 道徳の教科化に向けた、先行した取組の推進
- 道徳授業地区公開講座の充実
- 東京都道徳教育推進教師養成講座の実施
- 学校設定教科「人間と社会」の実施

主要施策 8 社会的・職業的自立を図る教育の推進

1 小・中学校におけるキャリア教育の推進

全ての中学校で職場体験活動等の取組を実施する。また、小・中学校において講師用手引書及びパンフレットの活用促進を図り、外部人材・関係機関と連携しながら法教育・租税教育等も含めた系統的なキャリア教育を推進する。

2 高等学校におけるキャリア教育の推進

全都立高等学校において、人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を必修教科として設置し、高校生一人一人が人としての生き方の指針となる様々な価値観に対する考えを深め、行動する力を育成する。

また、生徒に良識ある公民として必要な能力と態度を育成するために、議会制度や選挙制度等、民主主義の意義と仕組みなどを学ばせるとともに、模擬選挙等の体験学習等も用いた主権者教育を実施する。

3 小・中学校における防災教育の推進

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、都内の全世帯に配布された防災ブック「東京防災」と連携した防災ノート「東京防災」の活用を更に促進し、「親子防災体験」（小学校対象）及び「防災標語コンクール」（中学校対象）を実施し、学校と家庭が一体となった防災教育の一層の充実を図る。

4 高等学校における防災教育の推進

防災ブック「東京防災」や防災ノート「東京防災」等を活用し、学校と地域が連携した防災教育を推進する。また、全都立高等学校における宿泊防災訓練の継続実施や防災活動支援隊の活動の充実を通して、災害時に自分の身を守りつつ、地域での救援活動等に貢献できる人材を育成する。

また、防災リーダーとなる人材育成のため、都立高等学校の生徒及び教員が東日本大震災の被災地において、復興支援ボランティアや交流活動等を行う「合同防災キャンプ」を実施する。

5 特別支援学校における防災教育の推進

都立特別支援学校における、首都直下地震等の大規模災害が発生した際の長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安全確保を想定し、一泊二日の宿泊防災訓練を40校で実施する。また、訓練実施の内容・成果等を検証し、平成29年度の全都立特別支援学校での実施に向けた準備を進める。

さらに、防災ブック「東京防災」や防災ノート「東京防災」等を活用した防災教育を推

進し、災害時に自分の身を守りつつ、地域での防災活動等に参加しようとする態度を育成する。

6 ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進

社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、工業高校のデュアルシステム科設置や家庭・福祉高校（仮称）開設等に向けた検討を進め、魅力ある専門高校づくりを推進していく。

7 高等学校における企業やNPO等と連携した学習プログラムの実施

都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業やNPO等が実施する体験型学習プログラムを普通科の高等学校を中心に導入する。

< 主要施策8における主要事務事業（例） >

- 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進
- 学校設定教科「人間と社会」の実施（再掲）
- 多様な教育課題に対応した教育の推進
- 防災ノート「東京防災」の活用促進
- 「合同防災キャンプ」の実施
- 特別支援学校における宿泊防災訓練の実施
- ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進
- 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業

主要施策9 不登校・中途退学対策

1 区市町村における支援チームの設置などの取組の支援

小・中学校における不登校の児童・生徒に対するきめ細かい支援を行うため、区市町村教育委員会に、スクールソーシャルワーカー等を活用した「支援チーム」を設置し、学校、福祉、医療等の関係機関と連携して支援を行うモデル事業を実施する。

2 都における「自立支援チーム」の設置

都立高校生が将来社会的に自立できるよう、就労等の進路決定に向けた支援や福祉的な支援を行うため、スクールソーシャルワーカー等による「自立支援チーム」を創設する。

「自立支援チーム」は、中途退学や進路未決定のまま卒業する生徒が多いなど特に課題が顕著な都立高等学校に対して継続的に訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に基づき訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携しながら、中途退学の未然

防止の取組、中途退学者や進路未決定卒業者への切れ目のない進路決定に向けた支援、不登校の生徒への対応を行う。

3 小・中学校における学校内での組織的な支援体制の強化

各学校が、不登校の課題に対して組織的に対応できるよう、校内で不登校対策の中心的役割を担う教員を指定し、校内体制を整備するためのモデル事業を実施する。

4 高等学校における学校内での組織的な支援体制の強化

各学校が、不登校や中途退学の課題に対して組織的に対応できるよう、校内で不登校や中途退学対策の中心的役割を担う教員を指定し、校内体制を整備するためのモデル事業を実施する。

5 区市町村と連携した教育支援センター（適応指導教室）の機能強化

不登校の小・中学生の学校復帰を支援する施設として、各区市町村に設置されている教育支援センター（適応指導教室）の充実を図るため、区市町村と連携して、教育支援センター（適応指導教室）等の在り方について、検討を行う。

6 フリースクール等民間団体等との連携の推進

不登校児童・生徒に対する支援の充実を図るため、情報交換会の実施や、効果的な教育プログラムの検討などを通じ、フリースクール等民間施設・団体との連携を推進する。

7 チャレンジスクールの拡充及び都立高等学校補欠募集制度の改善

小・中学校で不登校経験のある入学希望者がより多く入学できるよう、新たなチャレンジスクールの設置に向けた体制整備のための取組を推進する。

また、都立高等学校入学後における生徒の進路変更希望に応えるとともに、中途退学の未然防止を図るため、都立高等学校間の転学・編入学制度が一層活用されるよう改善を図る。

< 主要施策9における主要事務事業（例） >

- 小・中学校における支援チームの構築
- 都立学校における不登校・中途退学対策
- 学校における組織的取組の推進
- 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化
- フリースクール等との情報交換会の実施
- 新たなチャレンジスクールの設置に向けた取組の推進
- 都立高等学校補欠募集（転学・編入学）制度の改善

主要施策 10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の推進

幼稚園や保育所及び認定こども園で過ごしてきた子供たちが、小学校における学習や生活に適応できるようにするため、就学前教育から小学校教育への連続性を重視し、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校とが、相互にそれぞれの特性等について正しく理解し合い、連携を強化する取組を進める。

2 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定

在京外国人生徒のニーズに対応した教育環境を整備するため、中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向や、区部と多摩地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、都立高等学校における在京外国人生徒の適正な募集枠の設定を検討する。

< 主要施策 10 における主要事務事業（例） >

- 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実
- 在京外国人生徒に対する教育の充実

取組の方向 4 子供たちの健全な心を育む取組

主要施策 1 1 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化

1 いじめや自殺防止等の対策のための校内研修等の充実

学校において、いじめ、暴力行為、自殺等を未然に防止するため、教職員研修の充実を図り、教職員一人一人が、組織的な取組を確実に実施できるようにする。

2 いじめや自殺防止等の対策に関する組織的な取組の充実

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決を目指し、教職員が、組織的な対応や、保護者、地域住民及び関係機関と連携した対応ができるようにするため、都内全公立学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」及び「学校サポートチーム」の機能強化を図る。

3 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談の一層の充実

いじめ、暴力行為、自殺等の問題の解決に向けて、児童・生徒が教職員に対して相談しやすい環境を整備し、社会全体で児童・生徒を支援する体制を構築するため、スクールカウンセラーの配置の拡充を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村に対する支援を一層充実させる。

4 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実

学校において、児童・生徒が、いじめを見て見ぬ振りせず、自分たちでいじめ問題を解決できるようにするため、子供たち同士が主体的に話し合い、主体的に行動できるようにするための指導を推進する。

5 いじめ等防止の情報サイト・アプリケーションの開発

児童・生徒がいじめを防止するために主体的に行動できるよう促すとともに、心配な状況があったらすぐに相談機関にアクセスできるようにするため、いじめ防止に関するサイト及びアプリケーションを開発し、「東京都教育相談センター」等の関係機関への相談を促す。

6 「いじめ総合対策」の着実な推進

いじめ防止等の対策に関して、「いじめ総合対策」の推進状況を検証し、学校において成果のあった効果的な取組等を共有できるようにするとともに、「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」の答申を踏まえて、「いじめ総合対策」を改訂する。

< 主要施策 11 における主要事務事業（例） >

- いじめ、暴力行為、自殺防止等に関する研修の充実
- 「学校いじめ対策委員会」及び「学校サポートチーム」の機能強化
- スクールカウンセラーの配置の拡充
- スクールソーシャルワーカー活用事業
- いじめ防止のための情報サイト及びアプリケーションの開発
- 「いじめ総合対策」の検証と改訂

主要施策 1 2 SNS等の適正な使い方の啓発強化

1 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進

都内全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用する際のルールとして策定した。「SNS東京ルール」に基づき、学校や区市町村教育委員会と連携して、児童・生徒の発達段階に応じた指導を強力的に推進していく。

2 インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

有害情報から子供を守るため、都内全公立学校を対象に監視を行うとともに、子供のインターネット等の利用状況調査を行い、児童・生徒の実態を把握する。また、インターネット等の適正な利用に関する指導・啓発のための副教材を作成・配布する。

< 主要施策 12 における主要事務事業（例） >

- 「SNS東京ルール」の推進
- インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握
- 学校非公式サイト等の監視
- 児童・生徒のインターネット利用状況調査の実施

取組の方向5 体を鍛え健康に生活する力を培う

主要施策13 体力向上を図る取組の推進

1 「アクティブプラン to 2020」の推進

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成するために、「アクティブプラン to 2020」-総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）-に基づき、全校で体力向上に係る目標や、具体的な取組内容を定めた計画を作成して取り組むなど、子供たち一人一人の基礎体力の向上を図る。

2 「アクティブライフ研究実践校」、「アクティブスクール」、「スーパーアクティブスクール」の指定

小学校において、健康教育を中心とした体力向上及び健康づくりを推進する「アクティブライフ研究実践校」を指定し、基本的な生活習慣の定着・改善に向けた取組や、成果を広く発信することを通して都全体の健康教育をより一層推進する。

全中学校を「アクティブスクール」と位置付け、自校の体力の実態を踏まえて体力向上の目標や取組内容を定めた体力向上推進計画を定め、取組をより一層推進する。特に体力向上に先進的に取り組む中学校を「スーパーアクティブスクール」として指定し、具体的な取組を研究開発するとともに、成果を広く他校に発信することを通して中学生の体力向上を図る。

3 「スポーツ特別強化校」の指定及び都立高等学校運動部活動全体の活性化

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、スポーツの全国大会や関東大会への出場を目指す都立高等学校を増加させるため、競技力の高い運動部活動のある学校を「スポーツ特別強化校」に指定し、都立高等学校運動部活動全体の活性化と競技力の向上を一層推進する。

< 主要施策13における主要事務事業（例） >

- 東京都統一体力テストの全公立学校での実施
- 全中学校「アクティブスクール」を展開
- 「スーパーアクティブスクール」や「アクティブライフ研究実践校」による先進的取組の研究開発・普及
- スポーツ特別強化校の指定

主要施策 14 健康づくりの推進

1 学校給食を中心とするアレルギー疾患に関わる事故の再発防止

学校給食を中心とするアレルギー疾患に関わる事故の再発を防止するため、文部科学省監修のガイドラインに基づいた、事故予防の取組と事故発生時の緊急対応を確立し、各学校における組織的な体制づくりを推進する。

2 食育の更なる推進

児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、生きた教材として学校給食も活用しながら食育を推進する。また、食育推進チームの設置、栄養教諭や食育リーダーを中心とした校内指導体制を整備するとともに、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために栄養教諭の配置を拡大し、食育の更なる推進を図る。

< 主要施策 14 における主要事務事業（例） >

- 学校におけるアレルギー疾患対策
- 公立学校における食育の推進

取組の方向6 オリンピック・パラリンピック教育の推進

主要施策15 オリンピック・パラリンピック教育の推進

1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、都内全ての学校において、「オリンピック・パラリンピックの精神」、「スポーツ」、「文化」、「環境」の四つのテーマと「学ぶ（知る）」、「観る」、「する（体験・交流）」、「支える」の四つのアクションとを組み合わせた多彩な教育プログラムを推進する。

各学校においては、学習読本等の教材を活用し、全ての教育活動に関連付け、年間35時間程度を目安とし、学校全体で組織的・計画的に展開する。

2 重点的に育成すべき五つの資質を伸ばすための四つのプロジェクトの推進

「4×4の取組」を採り入れた多彩な教育活動を展開することにより、子供たちに多くの資質・能力を身に付けさせることが可能となるが、特に、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の五つの資質を重点的に育成する。なお、重点的に育成すべき資質を幼児・児童・生徒に身に付けさせるための先進的取組や特色ある取組を組織的に行い、他校へ普及・啓発することを目的として、オリンピック・パラリンピック教育重点校を指定する。

また、重点的に育成すべき五つの資質を伸ばすために、「東京ユースボランティア」、「スマイルプロジェクト」、「夢・未来プロジェクト」、「世界ともだちプロジェクト」を中心とした取組を推進する。

< 主要施策15における主要事務事業（例） >

- オリンピック・パラリンピック教育の推進事業(全校実施)
- オリンピアン・パラリンピアンや外国人アスリートの学校への派遣拡充
- オリンピック・パラリンピック教育重点校の指定
- 特別支援学校における障害者スポーツの振興

取組の方向 7 教員の資質・能力を高める

主要施策 16 優秀な教員志望者の養成と確保

1 「東京教師養成塾」の充実及び教職大学院との連携による新人教員の確保

優秀な教員を確保するため、採用選考における受験者数の確保及び質の向上に向けた取組を一層推進する。

東京教師養成塾は、豊かな人間性と実践的な指導力を兼ね備えた人材を学生の段階から養成するため、教員を養成している大学や学校経営支援センター、区市町村教育委員会と連携し、実践的な指導力、社会の課題を的確に捉え実践的に課題を解決する力、教師としての使命感等の資質・能力が身に付けられるよう育成する。

2 「採用前実践的指導力養成講座」の充実

東京都公立学校教員採用候補者が、採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう、採用前に学級経営等に必要な実践的指導力を身に付けさせることを目的として、採用前実践的指導力養成講座を実施する。

3 教員採用候補者選考における小学校全科（英語コース）の新設

グローバル人材育成のための英語教育の充実と平成 32 年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、選考内容の改善を進め、英語の 4 技能に優れ専門性の高い教員を確保する。

< 主要施策 16 における主要事務事業（例） >

- 養成段階における実践的な指導力の育成
- 英語の専門性の高い教員の確保

主要施策 17 現職教員の資質・能力の向上

1 教職経験に応じた研修の充実及び産休・育休中の教員等に対する動画配信による自己啓発支援

東京都公立学校の若手教員に必要とされる基礎的知識・技能の着実な定着と資質の向上を目指し、教諭としての使命感、幅広い知見、実践的指導力を身に付けさせるため、3 年間で若手教員を系統的に育成することを目的として、東京都若手教員育成研修を実施する。

また、産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など教職員研修センターで実施する研修の受講が困難な教員に対し、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提

供するため、教員研修の動画を配信し、円滑な職場復帰や自己啓発を促す。

2 指導教諭の活用

教員全体の「プロ意識」の涵養^{かん}や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性と優れた指導力を有する指導教諭の任用を、平成 25 年度から都立学校で、平成 26 年度から区市町村立学校で開始し、拡充を図っている。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都内公立学校全体の指導力を高めていく。

3 教員の海外派遣研修の拡大や青年海外協力隊等への参加促進

都内の公立中・高等学校の外国語（英語）科指導の質的向上を図るため、外国語（英語）科教員の海外派遣研修を実施する。あわせて、今後の小学校英語教科化を円滑に実施するため、英語教育推進リーダーとして指定した小学校教員の海外派遣研修を実施する。

グローバル人材育成を支える体制を強化するため、教員の国際貢献意欲を高めるねらいから、国際協力機構（JICA）との連携を強化し、現職教員の青年海外協力隊等への派遣規模を拡大し、「東京グローバル・ユース・キャンプ」教員研修を実施する。さらに、教員採用候補者選考において青年海外協力隊等への派遣経験者を対象とした特別選考を実施する。

4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進

平成 26 年 1 月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、サービス事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のあるサービス事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。

実際の指導事例を映像化したDVDを、サービス事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。

体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、Good Coach 賞により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。

5 教職員のメンタルヘルス対策の取組の推進

教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング、新任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」や、ストレスチェック等を実施し、「早期自覚」、「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る。

精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、引き続き、「リ

ワークプラザ東京」による「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。

< 主要施策 17 における主要事務事業（例） >

- 教職経験に応じた教員研修の充実
- 産休・育休中の教員等に対する動画配信
- 指導教諭の活用と拡充
- 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修
- グローバル人材育成を支える体制強化
- 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進
- 教職員のメンタルヘルス対策

主要施策 18 優秀な管理職等の確保と育成

1 「学校リーダー育成プログラム」研修の更なる充実

各地区で中核となって活躍する教育管理職を若手職員のうちから計画的に育成するため、平成 26 年度から本格実施している「学校リーダー育成プログラム」（学校マネジメント講座及び学校リーダー育成特別講座）の受講者数を増やし、研修の更なる充実を図る。

2 退職した教育管理職の積極的な活用

退職した教育管理職が長年培ってきた知識や経験等を活用していくため、小・中学校を中心に、退職した校長及び副校長を引き続き管理職として積極的に再任用する。また、副校長の負担軽減を図るため、65 歳以上の元教育管理職を一般職非常勤職員（学校経営支援員）として積極的に任用していく。

3 女性教員の教育管理職等への登用の促進

女性教員の教育管理職等への登用を促進するため、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを推進する。

< 主要施策 18 における主要事務事業（例） >

- 学校リーダー育成プログラム
- 学校経営支援員

取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

主要施策 19 都立高校改革の着実な推進

1 都立高校改革推進計画に基づく取組

都立高等学校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に育成していくため、都立高校改革推進計画に基づき、教育内容の充実や教育環境の整備を推進するとともに、学校の新設や学科の改編などに取り組む。

< 主要施策 19 における主要事務事業（例） >

- 都立高校改革の推進
- 「理数アカデミー校」、「理数イノベーション校」の指定（再掲）
- 都立戸山高等学校における医学部等を進学希望する生徒による「チーム」の結成（再掲）
- 都立新国際高等学校（仮称）の設置検討（再掲）
- 都立中高一貫教育校における教育内容の充実（再掲）
- 都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討（再掲）
- 都立国際高等学校における国際バカロレア教育の推進（再掲）
- 新たなチャレンジスクールの設置に向けた取組の推進（再掲）

主要施策 20 特別支援教育の着実な推進

1 都立特別支援学校の規模と配置の適正化

都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化等に適切に対応できるよう、都立特別支援学校の教育環境の向上に取り組む。

2 将来の職業的自立に向けた専門的教育の推進

知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、将来の自立に向けた基礎的な職業教育を行う高等部職能開発科を増設する。

また、知的障害が軽度の生徒を対象に、将来の自立に向けた専門的な職業的教育を行う高等部就業技術科をより一層充実するため、定員を拡大する。

3 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援策

公立学校に在籍する全ての発達障害の児童・生徒の持てる力を最大限に伸ばし、将来の

自立と社会参加を実現するため、全ての小・中学校における特別支援教室の設置促進に向けた取組等を行うとともに、都立高等学校において、発達障害の生徒一人一人の障害の状況や各校の実態に応じた指導・支援の充実にに向けた取組を行う。

< 主要施策 20 における主要事務事業（例） >

- 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進
- 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進
- 小学校の特別支援教室の導入に向けた支援及び中学校の特別支援教室導入に向けたモデル事業の推進
- 高等学校における発達障害の生徒への支援

主要施策 2 1 学校運営力の向上

1 学校運営力の向上

校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、PDCAサイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進する。学校経営支援センターによるきめ細かい支援により、校長の学校経営を支援し、都民に信頼される特色ある都立学校づくりを推進する。

2 チームとしての学校の在り方の検討

学校の教育力・組織力を向上させるため、専門性をもった外部人材の活用や地域との連携など、チームとしての学校の在り方について、国の動向を踏まえつつ、多面的な視点から検討を行う。

< 主要施策 21 における主要事務事業（例） >

- 学校経営支援センターによるきめ細かい支援の充実
- チームとしての学校の在り方についての検討

主要施策 2 2 学校の教育環境整備

1 学校施設の耐震化

地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化の推進及び支援を実施する。

2 学校施設の冷房化

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室、パソコン教室、理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室、技術室）の冷房化について支援を行う。

都立高等学校における理科系実験室や美術室等の特別教室の冷房化を推進するとともに、都立特別支援学校の全特別教室及び体育館の冷房化を推進する。

3 校庭の芝生化

区市町村教育委員会に対し、校庭の芝生化の整備費や維持管理費の補助を行うほか、芝生の専門家の派遣や芝生リーダー養成講座などの支援を実施し、公立小・中学校の校庭の芝生化を推進する。

都立学校の校庭芝生化を推進し、ヒートアイランド現象の緩和や緑あふれる都市空間の形成に寄与する。

4 ICT環境整備の推進

公立小・中学校については、LAN環境整備等に係る支援を行うことによりICT環境整備を促進し、児童・生徒の学習への意欲や関心を高めるとともに情報活用能力の向上につなげる。

都立高等学校、都立高等学校附属中学校及び都立中等教育学校において、学習の意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するため、更なるICT環境の充実を図る。また、ICTパイロット校を2校指定し、効果的な指導方法や学習方法を研究する。

都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、個に応じた学習を可能とするため、更なるICT環境の充実を図る。

5 公立小・中学校の安全対策のための防犯カメラの整備

学校内への不審者侵入の抑止、初期対応など学校内の安全確保の取組を推進するため、公立幼稚園及び小・中学校の校門等への防犯カメラの設置・更新について支援を行う。

< 主要施策 22 における主要事務事業（例） >

- 耐震化の推進
- 冷房化の推進
- 校庭芝生化の推進
- 公立学校におけるICT環境の整備
- 校門等への防犯カメラの整備の推進

取組の方向 9 家庭の教育力向上を図る

主要施策 2 3 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

1 学校と家庭の連携の推進

児童・生徒が抱える様々な問題の解決や、その保護者の子育てに対する不安や悩みの解消等を図るため、地域の人材を活用し、保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。

< 主要施策 23 における主要事務事業（例） >

- 学校と家庭の連携推進事業

主要施策 2 4 学校と家庭が一体となった教育活動の充実

1 学校と家庭が一体となった教育活動の充実

子供たちの基本的な生活習慣、自立心、他人への思いやりなど豊かな心、善悪の判断などの倫理観、社会的なマナーといった人格形成の基盤となる力を育むには、学校と家庭が相互の教育について理解を深め合うことが重要であり、家庭における教育との連携を図った取組を進めていく。

< 主要施策 24 における主要事務事業（例） >

- 学校と家庭との連携を図る取組

取組の方向 10 地域・社会の教育力向上を図る

主要施策 25 地域等の外部人材を活用した教育の推進

1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実

子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。また、学校、家庭、地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置・促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させるとともに、ボランティア等地域人材の確保がより促進されるよう、区市町村を支援する。

2 地域等の外部人材の教育活動への積極的な参加

学校の実態及び児童・生徒、保護者等のニーズに応じた特色ある教育の推進並びに児童・生徒の学力向上等、円滑な教育活動の展開を支援するため、地域等の外部人材の教育活動への積極的な活用をより一層推進する。

都立学校においては、地域全体からの学校教育への支援体制を強化するため、学校運営連絡協議会を活性化させ、地域社会や保護者の意見を適切に学校経営に反映させ、地域社会に開かれた学校経営を推進する。

< 主要施策 25 における主要事務事業（例） >

- 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組
- 学校支援ボランティア推進協議会の設置・促進の充実
- 教育庁人材バンク事業
- 地域等の外部人材の教育活動への積極的な活用

主要施策 26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実

1 放課後子供教室の推進（再掲）

小学生を中心とした、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」において、地域の人材を活用した活動プログラムの充実を図り、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を行うことで、体験・学習活動の取組を支援する。

2 地域未来塾の推進（再掲）

大学生や民間教育事業者等の地域人材の協力に基づき、中学生を主な対象とした「地域

未来塾」を実施する区市町村を支援し、子供達への学習支援の機会を充実させる。

3 校内寺子屋の試行実施（再掲）

外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高等学校 10 校で試行実施し、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援する。

4 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（再掲）

企業・大学・NPO等と連携して子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させる。また、学校、家庭、地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置・促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させるとともに、ボランティア等地域人材の確保がより促進されるよう、区市町村を支援する。

< 主要施策 26 における主要事務事業（例） >

- 「放課後子供教室」の促進（再掲）
- 「地域未来塾」の促進（再掲）
- 「校内寺子屋」の試行実施（再掲）
- 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組（再掲）